

横浜地方裁判所委員会(第1回)議事概要

1 日時

平成15年11月27日(木)午後2時～午後4時15分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)遠藤眞,大坪丘,小山内いづ美,川島徳道,木村良二,後藤ヨシ子,佐々木勲,鈴木和宏,鈴木由美,田中亮一,中村行宏,中村れい子,平原史樹,山崎章,吉本徹也(五十音順,敬称略)

(事務担当者)横浜地方裁判所事務局長,同民事首席書記官,同刑事首席書記官,同総務課長,同総務課課長補佐,同総務課庶務第一係長

4 議事(発言者/ 委員長, 委員, 事務担当者)

(1) 横浜地方裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 事務担当者自己紹介

(4) 委員長の選任について

委員の互選により,吉本徹也委員が委員長に選任された。

(5) 委員長あいさつ

(6) 委員長代理の指名について

田中亮一委員を委員長代理に指名する。

(7) 報道機関への議事の公開

委員会の目的を考えると,自由な意見交換ということから,立場にとらわれない率直な意見を言っていただく必要があるため,報道機関に対する議事の公開については,委員会で取り上げるテーマの説明等を含めた委員長あいさつ部分まで報道機関の取材を認め,委員会終了後に委員長による

レクチャーを報道機関に実施する方法で行うことが考えられるが、それかどうか。

何が決まったかが重要なので、委員長案でよい。

委員会の結果の位置づけはどうなるのか。

委員会の結果を横浜地方裁判所の運営に活かすことになる。

委員長のレクチャーは、委員会当日に実施するのか。

その日に実施することを考えている。

当分、今のようなものでよいが、テーマの内容によっては、協議して、意見があれば変えてもらいたい。

委員の意見を尊重したい。

報道機関に対する公開は、委員会で取り上げるテーマの説明等を含めた委員長あいさつ部分まで報道機関の取材を認め、委員会終了後に委員長によるレクチャーを報道機関に実施する方法とし、議事は非公開とする。

(8) 議事概要の公開

議事については、非顕名で概要を作成して、ホームページで早期に公開することでどうか。

異議なし

(9) 委員会の招集

委員会の招集は委員長が行うこととし、委員長は、委員から開催の要望があれば、他の委員の意見を聞いた上で、委員会を開催することを検討することでよいか。

異議なし

(10) 委員会の定足数

多くの委員が出席いただける日に委員会を開催するつもりであるので、この委員会の性質から、あえて定足数は定めなくともよいと考えているがどうか。

異議なし

(11) 委員会の決議

地裁委員会としては、決議をして、それを裁判所に提出したという形が残らなければいけない場合もあるのではないかと思うので、そういうときは、過半数で決めるということを入れて進行していった方がいいと思う。

委員会で決議を行う場合には、過半数をもってすることとしたい。

(12) 開催回数

テーマに沿った資料の作成等の準備があるので、年に2回程度開くことを考えている。今回は準備会的なもので、実質的な意見交換を行うことができないので、次回を2月ころに設定し、その後は、5月か6月ころと11月ころの開催であれば、確実に開催できると考えている。原則としては2回程度ということかどうか。

委員は任期が2年であるから、年に2回となると4回しか出席できないことになり、せっかく多様な分野の委員が集まっているのにそれはあまりに少ない。

準備の都合及び各委員の都合もあるだろうから、原則2回とし、テーマに応じて、委員の希望を聞いて必要なら更に開くということかどうか。

回数にこだわるわけではないが、来年の期日としてあらかじめ、2月、6月、11月の日程を今の時点で決めておけば、各委員とも都合がつきやすいのではないか。

事務担当者としては、どうか。

委員会の準備と他の行事等のバランスを考えると、5月と11月あたりが、安定して開催できる期日ではないかと思う。現時点で、あらかじめすべて決めておくのは、難しい面がある。

あらかじめ決めてある方が、確実に出席できると思う。

そもそも、この委員会で話し合ったことが、どこまで活かされるのかというところがよく分からない。意見が言いつぱなしになるのでは、言った甲斐がない。横浜らしい意見を言わなければならないのか、それとも、横浜地裁にとどまらず、上まで意見が上がって、裁判所全体が改善されるのかなどが分からないので、何回くらい開くことが必要なのかもよく分からない。

本委員会で出された意見は、横浜地裁の運営に活かすものであるがテーマによっては、上級庁に報告することもある。回数を年何回と決めることにはあまり意味がないと思っている。目安として年2回程度とし、テーマや議論の関係で柔軟に考えるということではどうか。まずは、次回の期日を決め、次の回に、5月か6月の期日と11月の期日を決めることにしたいがどうか。

異議なし

(13) 次回テーマについて

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために、主に横浜地裁の本庁庁舎の施設や案内表示の面でどういった方策が考えられるか。」というテーマで、まず、庁舎等を見学した上で、意見交換することはどうか。このテーマはかなり漠然としているので、例えば、「初めて当庁を訪れた方にとって、本庁庁舎の玄関や廊下、エレベーター脇などの案内表示板は分かりやすいものとなっているか。」、「法廷傍聴にいらした方にとって、裁判所の提供している開廷情報は見やすいものとなっているか。」、「裁判所に手続相談や書類を提出にいらした方にとって、受付相談窓口は利用しやすい形態となっているか。」、「1階の待合いコーナーや、各階の当事者、証人待合室などの配置や状況はどうか。」などの小テーマが考えられる。

本庁から始めるということならそれでもよいが、本庁よりも、例えば、

一番古い建物である横須賀支部庁舎など，支部や簡裁の状況をむしろ見てみたい。また，本庁や支部，簡裁の利用者から出された苦情や相談の内容を出してもらいたい。

法廷を傍聴する人たちに対するいろいろな規制があると思うが，それらの内容やその根拠，表示の仕方なども教えてもらいたい。

委員会の目的が，広く国民の意見を聞くことにあるのだから，国民の意見を吸い上げる仕組みをどうやって作っていくかがポイントではないか。

まずは，多様な分野から選任された各委員の御意見を聞くことから始めたい。また，施設面についてもまずは本庁の施設から始めることでよろしいか。

異議なし

5 横浜地方裁判所の概況について

裁判所から，裁判所の組織，施設等並びに横浜地方裁判所の民事事件及び刑事事件の概況を説明

6 次回期日

平成16年3月12日（金）午後2時から4時まで

7 次回テーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判所の実現のために，主に横浜地方裁判所の本庁庁舎の施設や案内表示の面でどういった方策が考えられるか。」

以上

* 横浜地方裁判所委員会は，どのような委員会なのか，どのような委員で構成されているのかなどを知りたい方は，「横浜地方裁判所委員会の設置について」のコーナーを御覧ください。